令和7年6月１日

横浜市中区住吉町４－45－１
　　関内トーセイビルⅡ　7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様
弁護士 [redacted] 様

土壌汚染の第一次調査結果及び第二次調査方法に関する
説明会の開催要請について

（仮称）ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民 [redacted]
洋光台三丁目町内会長

冠省　近隣住民らが貴殿らに対し、令和7年4月27日付け疑義照会において、調査結果の開示請求を行った「土壌汚染の第一次調査結果」を、昨日受領した。

その結果は、住民が指摘していた（予想していた）通りの結果であった。土壌汚染対策法の土壌溶出量基準値の40倍の特定有害物質（トリクロロエチレン）が検出された。55年前の工場跡地でありながら、基準値の40倍の特定有害物質が残存していること、即ち、時代背景として、有害物質が野放図（全ての法律の規制前）に使用され、そして安易に廃棄されていたことが窺える結果であった。同時に、有害物質は、55年間の長きに渡り地中に留まり、決して除去できないことを証明した、驚愕の結果であった。

近隣住民は、当初の説明会（令5年6月３日）の際にも、旧地主の敷地内にある池の築造作業に携わった植木職人らが、池の掘削時に身体の具合を悪くしたことを紹介し、「本件敷地内には、何らかの有害物質があるので確認されたい。」と警告した。

それでも、FJ ネクストの責任者であった[redacted]部長代理（当時は次長）は、調査をする素振りをまったく示さなかったことから、令和5年7月6日付の質問書等を手始めに、「レンズの研磨工場の跡地であること」、「当時の生産技術からして、最終工程で脱脂洗浄用の有機溶剤が使われていた可能性が高いこと」及び「その有機溶剤は、廉価品であったトリクロロエチレンの可能性が高いこと」を指摘し、土壌汚染の調査を要請した。ところが、建築主 FJ ネクストの回答は、「レンズの調整作業所が短期間存在していたこと」、「作業工程で、特定有害物質が使用されていた明確性はない。」とし、土壌汚染の調査は行わないと、近隣住民の指摘を一蹴・無視したものであった。

その後、横浜市中高層建築物等に関する条例の規定に基づく「あっせん」の場（令和6年3月5日及び3月26日）においても、建築主 FJ ネクストは、その姿勢を一貫して崩さなかったが、開発事業に係る横浜市長の同意書をいち早く取り付ける為、再開された令和7年1月14日の説明会において、漸く、「土壌汚染の調査を行うことを英断した」と説明した。更には、その席で、FJ ネクストの[redacted]部長代理が、土地購入時に、工場跡地であることを知りながら土地の購入をしていたことが判明し、住民一同、唖然とした。

また、FJ ネクストの[redacted]部長代理が、令和7年1月14日の説明会の席において、次の説明会（2月開催予定であった）において、土壌汚染の調査方法の設計図を、住民に提示し説明すると約束していたものが、突然、貴殿（代理人弁護士）らと受任契約を締結し、土壌汚染の調査方法に関する説明会の開催は行わないとし、住民の疑問を置き去りにしたまま、第一次調査が強行されたものである。

即ち、土壌汚染の調査方法に関する説明責任を放棄したものであるが、今回も、報告書を送り付けただけで、専門的な一次調査の結果報告書の説明を住民に対し一切行わず、かつ、又しても説明会無しに二次調査を行うとの一方的な通知は近隣住民として到底看過できない。また、前回の疑義照会（令和7年4月27日付）の回答も不十分である。換言すれば、事業者として、近隣住民への説明責任を果たしていないことになる。

よって、ここに、貴殿らに対し、土壌汚染の第一次調査結果の報告書及び第二次調査の調査方法の説明会の実施を要請するので、至急、回答されたい。この要請を、貴殿らが無視した場合は、来るゼネコンの説明会の際の第一議題とすることを申し添える。

なお、貴代理人らが前回の疑義照会（令和7年4月27日付）で回答を省略した質問を再掲するので、この点も併せて回答されたい。

「近隣住民は、法律を犯す様なことは、何もしていない。そこでお聞きするが、日本国の法律において、代理人弁護士らをつけたら、それまで FJ ネクストらが行った近隣住民及び横浜市との約束事は反故にできる法律は有るのか、無いのか法律の専門家としての見識を披露されたい。」

以上

※本書簡は、個人情報を保護したうえで、青空を渡さない会のホームページに掲載する。同様に、貴殿らの回答書も掲載することを念のため申し添える。